

(令和6年度第1回)
武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時：令和6年8月9日（金）

午後2時から

場 所：市役所3階301会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 令和4年度及び令和5年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について
- (2) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 令和4年度及び令和5年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 公文書開示請求の処理状況等

《令和4年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示 決定件数	非 開 示			却 下
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	34	15	24	15	0	15	0	0
合 計	34	15	24	15	0	15	0	0

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

【傾向】

(1) 対象公文書

ア 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。

イ その他、契約に係る書類、保険に係る書類、指定管理者に係る書類、東京都環境確保条例による工場及び指定作業場に係る台帳、下水道法上の特定施設及び除害施設に係る台帳、市が借用する土地の賃貸借契約書、不動産鑑定評価に係る書類、訴訟に係る判決書、DV等支援措置に係る書類、苦情等に係る対応記録等が請求された。

(2) 請求者

個人による請求が多かった。

(3) 主な非開示部分

個人の氏名等、個人印の印影 (情報公開条例第8条第2号 個人情報)

法人代表者印の印影 (" 3号 事業活動情報)

工事内訳書に記載された単価の掲載元 (" 5号 行政運営情報)

《令和5年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示 決定件数				却 下
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	1	0	0	1	1	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	32	22	11	7	0	7	0	0
合 計	33	22	11	8	1	7	0	0

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

【傾向】

(1) 対象公文書

ア 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。

イ その他、契約に係る書類、公の施設に関する書類、保険に係る書類、都の環境確保条例に基づく工場及び指定作業場の一覧、下水道法に基づく届出書、市議会議員選挙における無効票、市内循環バスに係る書類、新型コロナウイルスに係る書類等が請求された。

(2) 請求者

法人による請求が多かった。

(3) 主な非開示部分

個人の氏名等、個人印の印影 (情報公開条例第8条第2号 個人情報)

法人に係る情報 (" 3号 事業活動情報)

工事内訳書に記載された単価の掲載元 (" 5号 行政運営情報)

2 保有個人情報開示請求の処理状況等

《令和4年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			却 下
				決定件数	非開示	不存在	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	31	16	15	4	0	4	3
合 計	31	16	15	4	0	4	3

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

※ 請求却下の内訳は、請求書に、対象となる個人情報を特定するに足る記載がなかったものが2件、自己を本人とする保有個人情報以外の情報を請求されたものが1件であった。

【傾向】

(1) 対象個人情報

ア 高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」が大半であった。

イ その他、障害者手帳、福祉手帳等の取得に係る診断書及び申請書、3歳児健診心理票、特別徴収に係る書類、学校在籍当時の成績表等、苦情・要望等の対応記録、住民異動届出書、住民票等の交付申請書、固定資産評価審査委員会の会議における音声データ等が請求された。

(2) 請求者

全て本人からの請求であった。

(3) 主な非開示部分

主治医の個人印の印影 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

請求者以外の個人の氏名等 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

職員の氏名、印影 (" 2号 個人情報)

《令和5年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請 求 件 数	開 示 決 定 件 数	一 部 開 示 決 定 件 数	不 開 示 決 定 件 数	一部開示及び不開示決定の理由				
					不 開 示	不 存 在	法 の 適 用 除 外	存 否 応 答 拒 否	そ の 他
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視 聴 又 は 聴 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
写 し の 交 付	6	7	2	0	2	0	0	0	0
合 計	6	7	2	0	2	0	0	0	0

※ 制度の根拠が条例から法に変わったことに伴い表の項目を変更している。

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

【傾向】

(1) 対象個人情報

ア 高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半であった。

イ その他、面談の記録、印鑑登録証明書の交付申請書等が請求された。

(2) 請求者

法定代理人からの請求が1件あったが、他はすべて本人からの請求であった。

(3) 主な非開示部分

主治医の個人印の印影 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

児童相談所職員の氏名 (" 2号 個人情報)

報告事項(2) その他

議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会長

職務代理者

<参考>

武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則 抜粋

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題(2) その他